

被疑者写真の管理及び運用に関する訓令

平成 20 年 12 月 25 日
本部訓令甲第 12 号

[沿革] 平成 23 年 2 月本部訓令甲第 2 号、平成 26 年 3 月第 8 号、令和 3 年 3 月第 4 号、令和 6 年 2 月第 7 号改正

(概要)

この規定は、被疑者写真の管理及び運用に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 9 号）及び被疑者写真の管理及び運用に関する細則（平成 2 年警察庁訓令第 6 号）に基づき、被疑者写真にかかる記録の作成及び管理運用について必要な事項を定めたものである。